

# 札幌市都市公園維持管理業務仕様書（その２）

## 中島公園等

### 1 目的

札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第 8 条第 2 項の 1 及び札幌市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱第 8 第 2 項の 1 規定のとおり、業務の具体的内容等、管理業務の詳細を定める。

### 2 内容

次ページ以降、指定管理者が提出した管理業務の計画書（以下、「計画書」という。）を以って、札幌市都市公園維持管理業務仕様書（その 2）（以下、「仕様書（その 2）」という。）とする。

### 3 留意事項

- (1) 計画書本文における「～します。」及び「～に努めます。」等、計画としての内容については、「～する。」及び「～に努める。」等と読み替えるものとする。
- (2) 業務仕様書（その 2）に記載のあるもので、「札幌市都市公園指定管理者業務仕様書」及び「各都市公園維持管理業務特記仕様書」の内容と異なる業務を行う場合は、軽微なものを除き事前に札幌市と協議の上実施すること。
- (3) なお、計画書において、実施不可能な提案及びその他仕様書（その 2）として、不相当と思われる記載内容は削除している。

様式3

---

## 管理業務の計画書

---

第2公募 中島公園・豊平川緑地（上流地区）

公園緑化協会・中島公園コンソーシアム

# 目次

<b>1 総括的事項に関する取組</b>	<b>1</b>
(1) 管理運営業務の基本方針及び事業目標.....	1
(1)－1 基本方針.....	1
(1)－2 事業目標.....	5
(2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組.....	9
(2)－1 平等利用確保の方針.....	9
(2)－2 平等利用確保の取組項目.....	9
(3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方等.....	12
(3)－1 取組についての基本的な考え方.....	12
(3)－2 緑化協会におけるこれまでの取組・成果.....	14
(3)－3 当公園・緑地におけるこれまでの取組.....	16
(3)－4 当公園・緑地における今後の取組.....	17
(3)－5 当公園・緑地における電力の調達を予定している小売電気事業者.....	18
<b>2 統括管理業務の実施内容</b>	<b>19</b>
(1) 管理運営組織の確立.....	19
ア 責任者の配置及び組織の整備.....	19
イ 従事者の確保、配置.....	28
ウ 人材育成・研修計画.....	35
エ 労働関係法令の遵守、雇用環境の維持向上.....	39
(2) 管理水準の維持向上に向けた取組.....	44
(2)－1 組織的な情報共有の取組.....	44
(2)－2 業務の見直し等の組織的な取組.....	45
(2)－3 管理における情報共有と業務の改善.....	47
(3) 第三者に対する委託の方針.....	50
(3)－1 具体的な再委託業務.....	50
(3)－2 再委託の適正確保のための具体的方策.....	51
(4) 市民との協働、地域等との連携による取組.....	52
ア 市民との協働や地域等との連携.....	52
イ 札幌市等との連絡調整.....	53
(5) 財務.....	54
(5)－1 資金管理に関する基本的な考え方.....	54
(5)－2 現金等取扱に関する基本的な考え方.....	54
(5)－3 現金取扱規程.....	55
(5)－4 現金等取扱に関する事故防止システム.....	55
(5)－5 インボイス制度について.....	56
(5)－6 現金等取扱に関して、事故・不祥事が発生した場合.....	56
(6) 苦情対応.....	57
(6)－1 苦情等対応の基本的な考え方.....	57
(6)－2 苦情等対応の具体的な手順.....	57
(6)－3 苦情等の対応システム・フロー.....	59
(7) 記録・モニタリング・報告・評価.....	60
(7)－1 記録・モニタリングに関する基本的な考え方.....	60
(7)－2 セルフモニタリングの具体的な実施方法.....	61
<b>3 施設・設備等の維持管理に関する業務の実施内容</b>	<b>62</b>
(1) 維持管理業務計画.....	62
(1)－1 総括的事項.....	62
(1)－2 施設・設備の維持管理.....	65
(1)－3 植物の生育管理.....	80
(2) 仕様書等との差異.....	95
(2)－1 維持管理業務特記仕様書との差異.....	95
(2)－2 維持管理基準表との内容・数量の差異.....	95

(3) 防災業務計画.....	98
(3)－1 防災業務の実施方針及び役割分担.....	98
(3)－2 防災訓練計画.....	100
(3)－3 事故等への対応方法.....	100
(3)－4 消防法への対応.....	106

#### 4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容 107

(1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画.....	107
(1)－1 取組の基本的考え方.....	107
(1)－2 具体的な取組の実施計画.....	108
(2) マナー啓発に関する業務と実施計画.....	116
(2)－1 取組の基本方針.....	116
(2)－2 具体的な取組の実施計画.....	117

#### 5 利用者サービス等に関する取組 120

(1) 利用促進計画.....	120
(1)－1 取組の基本的な考え方.....	120
(1)－2 取組の具体的な内容.....	121
(2) 自主事業への取組.....	122
(2)－1 取組の基本的な考え方.....	122
(2)－2 取組の具体的な内容.....	124
(3) 公園の課題把握及び理想像の実現.....	130

#### 6 管理業務に付随する業務（施設ホームページのウェブアクセシビリティ確保）について 131

(1) 既存サイトの継続使用によるアクセシビリティ確保.....	131
----------------------------------	-----

#### 7 類似業務の実績について 132

(1) 指定管理業務の実績.....	132
(1)－1 札幌市公園緑化協会.....	132
(1)－2 マルミプラス株式会社.....	132
(2) 公園・緑地等における維持管理業務、その他緑化関連事業の実績.....	132
(2)－1 札幌市公園緑化協会.....	132
(2)－2 マルミプラス株式会社.....	134
(3) 緑化協会の業務における成果の代表事例.....	134

#### 8 札幌市内の企業等の活用について 139

(1)－1 札幌市内の企業・団体を活用する理由.....	139
(1)－2 札幌市内の企業・団体の中での優先事項.....	139
(2) 活用に向けた具体的な取組.....	139

#### 9 その他（都市公園の管理運営に関する提案事項） 140

(1) 適正な業務執行について.....	140
(1)－1 個人情報の適正な取扱いについて.....	140
(1)－2 円滑な引継ぎへの対応について.....	140
(2) 当公園・緑地の管理運営についての提案.....	141
(2)－1 公園施設等の修繕、処置について.....	141



## 1 総括的事項に関する取組

### (1) 管理運営業務の基本方針、事業目標

都市公園の管理運営に関して、施設の設置目的及び基本的方向性、機能を実現するとともに、市民サービスの向上、経費の縮減を図る上での基本方針、事業目標を記して下さい。

## 1 総括的事項に関する取組

### (1) 管理運営業務の基本方針及び事業目標

#### (1) = 1 基本方針

##### 中島公園の特徴

中島公園（以下、「当公園」といいます。）は、園内中心部に広がる菖蒲池の豊かな水と鴨々川の清涼な流れ、樹齢100年を超える木々をはじめ豊かな緑を有する札幌都心部の貴重なオアシスです。市民の憩いの場所としての歴史も古く、札幌創建当初から市街を取り囲むように、北の偕楽園、西の円山と合わせて南の中島が公園として想定されていました。明治の古い地図には「中島遊園地」の名が記されています。

また、明治41(1909)年には、東京市の技師、長岡安平に円山と共に整備計画を委嘱し、それによって近代的な中島公園として生まれ変わったのが、今から百十年ほど前の明治43(1911)年です。これまで博覧会、雪まつり、サーカスなどのほか、各種スポーツのメッカとしても札幌の歴史に名を残すとともに、札幌市民の様々な思い出を刻んでいます。



##### 【特徴1】都心のオアシス

札幌都心の南に位置する当公園は、背後に藻岩山を望み、菖蒲池と鴨々川の水、そして年輪を重ねた多くの樹木を有する総合公園として、老若男女を問わず多くの市民の憩いの場として親しまれています。

##### 【特徴2】園内施設の充実

当公園には、国指定重要文化財である豊平館と八窓庵が移築されているほか、札幌コンサートホール kitara・北海道立文学館・中島体育センター・中島児童会館・子ども人形劇場こぐま座・札幌市天文台など多くの公的な施設を有し、歴史・文化・スポーツ・教育の発信地としても大切な役割を果たしています。

##### 【特徴3】観光の拠点

当公園では、「さっぽろ園芸市」や「札幌まつり」が開催され多くの市民や観光客が訪れるほか、周辺に立ち並ぶ多くのホテルに宿泊する観光客の憩いの場としても親しまれています。

##### 【特徴4】住宅密集地の安全空間

周辺にはマンションが多く、また、その奥には住宅地が広がっていることから、近隣住民

にとって憩いの場であるだけでなく災害時避難場所としての機能も果たしています。

## 豊平川緑地（上流地区）の特徴

豊平川緑地（以下、「当緑地」といいます。）は、札幌の市街地を縦断し、サケが遡上する豊平川の両岸に沿って広がる河川敷（高水敷）で、上流地区の範囲は、東橋から上流の真駒内川合流部付近までです。

### 【特徴1】都心に隣接する河川敷

札幌の市街地を南北に縦断して流れており、河川敷が広くアクセスも良いことから、春から秋にかけて、ランニング、サイクリング、散歩、レジャーなどで、老若男女を問わず多くの市民に親しまれています。

### 【特徴2】スポーツ施設の充実

当緑地には都心に最も近い有料パークゴルフ場の「南7条パークゴルフ場」、「南大橋パークゴルフ場」（各18ホール）や無料の「南22条パークゴルフ場」（9ホール）、有料野球場の「南22条野球場」（3面）、無料の少年野球場（4面）及びテニスコート（9面）を有し、スポーツ愛好者からファミリーや高齢者まで幅広い層に利用されています。



### 【特徴3】イベント開催地として活用

河川敷の特性を活かし、夏には花火大会、秋には各マラソン大会が開催されるなど、イベント開催地としても定着しています。

### 【特徴4】水遊び場として

都心部に近い山鼻川合流部周辺に設けられている「ウォーターガーデン」は、6月中旬から9月上旬まで開放しており、子ども達の水遊び場として多くの利用者でにぎわっています。



## 中島公園・豊平川緑地（上流地区）の管理運営の基本方針

当公園・緑地の特性を活かした効果的な管理運営を目指して、平成22年に「公園緑化協会・中島公園コンソーシアム」（以下、「当コンソーシアム」といいます。）を組織し、効率的かつ効果的な管理運営を実施してきました。

構成メンバーと主要な業務分担は次のとおりで、今後もこの体制での管理運営を計画しています。

- ・公益財団法人札幌市公園緑化協会（以下、「緑化協会」といいます。）

代表団体として、当公園・緑地全体の維持管理（有料パークゴルフ場区域を除く）、自主事業、利用促進等を行い、また、札幌市との連絡・調整などの窓口として、業務の包括的なマネジメントを担当します。

- ・マルミプラス株式会社（以下、「マルミ」といいます。）

有料施設である豊平川緑地南7条パークゴルフ場及び南大橋パークゴルフ場の維持管理業務を担当し、質の高い芝生を提供します。

今後も札幌市の貴重な財産である当公園の特徴を最大限に活かし、魅力ある公園として多くの市民に利用していただけるよう、緑化協会の« 理念» と« 運営方針» に掲げる「5つのK」を基とした下記の『基本方針』に則り、当公園・緑地の管理運営を行っていきます。

## 公益財団法人札幌市公園緑化協会の理念と運営方針

### ≪ 理念 ≫

私たちは、札幌市民との相互信頼のもと、みどりを通じた心豊かな持続可能なまちづくりの実現と、みどり豊かな札幌の次代への継承に貢献します。

### ≪ 運営方針 ≫

上記理念の実現のため、次の『5つのK』を柱とし、指定管理者として公園の価値と市民の満足度の向上につなげます。

## 「5つのK」

### 公平

公園・施設でのサービスの提供においては、平等・公平を最優先して、単なるサービスに留まらず、誰に対しても思いやりと感謝にあふれた真のホスピタリティを目指します。

### 公開

社会情勢の変化や市民のニーズに対して迅速で的確な対応をとり、公正で透明性のある、開かれた公園・施設の運営に努めます。

### 効率

長年の公園・施設管理において培った実績・ノウハウを基に、長期的な視点と即対応の視点の両面から、公園・施設の効率的・効果的な管理運営を行い、経費の削減と安定した質の高いサービスを実現します。

### 協働

ボランティア等の市民協働による公園・施設管理を推進するほか、ファン、リピーターを増やす取組により、公園・施設を核として地域の人や資源のつながりを創り出すことで、地域の活性化に貢献します。

### 環境

環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷低減や生物多様性保全への取組を維持・向上させ、市民の財産であるみどりを次代へ継承します。

## 管理運営の基本方針

1. 平等・公平な利用の機会を確保し、公共の福祉増進の場としての利用効果を高めます。
2. 関係法令・条例等を遵守し、利用者や市民の声の反映に努め、開かれた管理運営による安全で安心、快適な利用環境を提供します。
3. 資源・施設の長寿命化を念頭に置き、効率的な管理運営による経費削減を図り、安定した質の高いサービスを提供します。
4. コミュニティ活動の拠点の一つと位置付け、市民や関係諸団体・機関との連携・協働を推進し、資源の積極的な活用を図り、活動の場としての魅力を高めます。
5. 公園・緑地の自然環境に触れながら学ぶ活動を通じて、市民の自然を大切に思う心をはぐくみます。
6. 公園の特徴である、素晴らしい景観と歴史的資源を最大限に活かし、公園の魅力・価値の向上に努めます。

## (1) = 2 事業目標

当公園・緑地の管理運営にあたっては、その特徴を踏まえ、前述の当コンソーシアムの基本方針に基づき、次の6つの事業目標を立て、各種の事業に取り組みます。

### 事業目標1 都心のオアシスとしての魅力アップ (中島公園)

#### ① 都心の中の親水空間としての質の向上

当公園には、札幌の歴史と共に歩んできた水辺があり、都心の親水空間として市民や観光客に親しまれています。公園中央の「菖蒲池」については、季節ごとに彩りを添える周囲の植栽や池に浮かぶ中島を適切に管理することでその魅力を高めます。

#### ② 水と緑が織りなす景観の維持

「水と緑」をキーワードに今後も菖蒲池と鴨々川を中心に園内の樹木・植物の育成管理を行い、日本の都市公園100選にも認定された「札幌の顔」としての中島公園が持つ多彩な魅力と景観を大切に維持します。

#### ③ 利用ツールやプログラムの充実による利用価値の向上

樹木マップや樹名板などを活用し公園散策を楽しめる環境を整えるとともに、園内ツアーなどのプログラムにより、市民や観光客に公園の魅力を発信していきます。

### 事業目標2 歴史や文化などの「資産」が共生する公園の価値向上 (中島公園)

#### ① 八窓庵を中心とした日本庭園の魅力向上

季節の風情を感じられる植物(秋の七草など)を用いることで、市内随一の茶室である八窓庵を中心とした日本庭園の魅力づくりと存在価値の向上を目指します。また、先達の造園技術者から指導・協力を得て、日本庭園にふさわしい植栽・景観を維持し、庭園管理技術の継承に努めます。

#### ② 歴史ある無形資産の維持・継承への協力体制の確保

「さっぽろ園芸市」、「札幌まつり」、「歳の市」など、これまで長年親しまれてきた催し物の維持・継承を図るため、引き続き多方面からの協力・支援を受けられる体制を整え、公園管理と催事の両立を図ることで、札幌の文化・歴史を彩ってきた無形資産を次代につなげます。

#### ③ 中島公園三十三選による公園の魅力の発信

緑化協会が呼びかけて、有識者や市民とのワークショップで抽出した「中島公園三十三選」については、それぞれが持つ魅力、価値を広く知っていただけるように「三十三選マップ」を配布し、公園の魅力を発信します。

### 事業目標3 連携による安全・安心の確保と快適性・魅力の向上 (中島公園)

#### ① 連携による中島公園地域としての一体感の醸成

緑化協会が中心となって設立した「中島公園地域コミュニティ推進協議会」には、地域町内会だけでなく、公園内及び周辺の歴史・文化・芸術・スポーツ・教育施設、そして、

近隣の商業施設の方にも参加していただいています。公園と周辺の各施設の魅力を連携させ「地域の方々」とのつながりをさらに強固にし、地域コミュニティとしてのネットワークの醸成を図ります。

#### ② 連携による安全・安心の確保

① のネットワークを活かし、地域が一体となった防災・防犯意識の強化と衛生管理、マナーの向上を目指します。

#### ③ 地域連携による賑わいの場の演出と快適性の向上

地域の連携・協働により築いてきた「ゆきあかり in 中島公園」などのイベントをさらに充実させ、市民協働の場として、人が集い、地域の誇りとなる快適な公園を目指します。

### 事業目標4 スポーツ・余暇活動を通じた心身の健康増進と水害防備（豊平川緑地）

#### ① 安心・安全・快適の下での余暇活動を通じた健康増進

豊平川緑地の爽やかな環境を誰もが安全・安心・快適に利用できるよう、市民の声を取り入れながら効果的・効率的なハード・ソフト管理を行い、スポーツや水遊びなど様々な余暇活動を通して心身の健康増進を図れるよう努めます。

#### ② 連携によるパークゴルフの魅力発信

北海道発祥のスポーツであるパークゴルフのさらなる普及のために、地域団体・企業と連携し、市民や旅行者にその魅力を伝え利用促進を図れるよう、相互の活性化に繋がる事業を計画します。

#### ③ 災害等緊急時に対する迅速・的確な体制づくり

豊平川の増水時の被災予防を徹底するため、水害に対する防備計画と組織としての対応・支援体制を構築します。

### 事業目標5 開かれた公園管理体制の構築（共通）

#### ① 公園マネジメント評価システムの運用

公園の管理運営を評価するために、毎年度業務終了後に統括管理責任者による自己評価を行ったうえで、次年度の管理運営の改善につなげます。

#### ② 市民協働による管理の推進

公園の管理に関連するボランティアを募りその活動を支援して良好な関係を築き、市民の自己実現と自発的社会参加の場を提供するとともに、公園におけるより質の高いサービスの提供を図ります。

## 事業目標6 効率的な維持管理による施設の長寿命化と環境負荷の低減 (共通)

### ① ライフサイクルコストの縮減と公園施設の長寿命化

計画的な予防保全と事後保全を組み合わせ、施設・設備のライフサイクルコストを縮減することで公園施設の長寿命化を図ります。

### ② 環境マネジメントシステムによる環境負荷の低減

環境負荷低減の取組については、緑化協会の環境マネジメントシステムに基づき適切に運用します。

### ③ 化学農薬の使用抑制と園内植物リサイクル

公園利用者や周辺地域住民の安全・安心のために、化学農薬の使用を極力抑制するとともに、園内で発生する植物残渣の堆肥化や剪定枝のチップ化など、園内植物リサイクルに積極的に取り組み、環境への負荷を低減します。



### (1) - 3 持続可能な社会の実現に向けた取り組み

緑化協会は「持続可能な2030年までの開発目標（SDGs）」に賛同し、将来にわたって、誰もがやすらぎや生きる喜びを感じられる場所を提供できるよう、公園を安全・快適に保ち、環境保全や健康・福祉等の取組を積極的に実施します。



#### 緑化協会のSDGsへの主要なアクション

**11** 住み続けられるまちづくりを  
**13** 気候変動に具体的な対策を  
**15** 陸の豊かさも守ろう  
**17** パートナーシップで目標を達成しよう

**適切な公園管理  
みどり豊かな都市づくり**

- ・計画に基づく公園管理
- ・災害対応
- ・人や環境にやさしい植物管理
- ・レクリエーションや交流の場の提供
- ・人と人、人と緑のつながりづくり
- ・ボランティアとの協働 等



**10** 人や国の不平等をなくそう

**誰もが  
利用しやすい  
環境づくり**

- ・平等利用の確保
- ・バリアフリー対応
- ・多言語対応
- ・接遇研修 等



**15** 陸の豊かさも守ろう  
**14** 海の豊かさも守ろう  
**17** パートナーシップで目標を達成しよう

**環境保全  
環境教育**

- ・希少植物の保護
- ・観察会
- ・環境展示
- ・子どもたちやボランティアによる調査
- ・小学校等の実習受入
- ・侵略的外来種防除 等



**13** 気候変動に具体的な対策を

**気候変動対策**

- ・電気使用量の削減
- ・冷暖房の節約
- ・エコドライブ
- ・産業廃棄物の適正な処理
- ・フロン類の適正使用
- ・ボイラーの適正管理
- ・グリーン購入
- ・雪の利活用
- ・雨水浸透型花壇 等

**12** つくる責任 つかう責任

**資源の有効利用**

- ・植物リサイクル（堆肥、チップ、クラフト素材）
- ・廃食油回収
- ・機械等の長期利用 等



**8** 働きがいも経済成長も  
**5** ジェンダー平等を促進しよう

**働きやすい  
環境づくり**

- ・ハラスメント防止
- ・安定雇用
- ・子育て支援
- ・女性の活躍
- ・研修助成制度 等



個別の取り組みについては、1（2）平等利用の確保に向けた考え方と取組（P.9）、1（3）地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方等（P.12）、3（1）維持管理業務計画（P.62）、4事業の計画及び実施に関する業務の実施内容（P.107）、5利用者サービス等に関する取組（P.120）に詳記します。



## (2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組

都市公園における平等利用の確保の方針及び取組項目を記してください。

## (2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組

すべての利用者に対して公平・平等・公正なサービスを提供することは、公共施設である公園の管理運営において最も重要な基本事項であると考えます。

当コンソーシアムでは当公園・緑地において平等な利用機会を確保するため、次のとおり方針を定め取り組みます。

### (2) - 1 平等利用確保の方針

当コンソーシアムは、公の施設の利用について規定した、地方自治法第244条第2項（正当な理由なく利用を拒んではならない）、及び第3項（利用に際して不当な差別的取扱いをしてはならない）を遵守し、年齢や障がい、性別、主義・主張、思想・信条、民族や言語、社会的地位や身分の違い、その他不当な理由によって公園の平等利用が妨げられることのないよう、全スタッフに対する教育を徹底して、当公園・緑地の適切な管理運営を行います。

特に、配慮が必要な障がい者に対しては、障害者差別解消法の趣旨に則り、公園・施設において不当な差別的取り扱いをすることのないよう、また、施設等の利用の際の要望・申し出に進んで対応し、合理的配慮を行うことで「困りごと」の解消に努め、共生社会の実現に寄与します。

### (2) - 2 平等利用確保の取組項目

#### ■ スタッフへの教育指導の徹底

当コンソーシアムでは、当公園・緑地における平等利用の確保のため、接遇・サービス研修、バリアフリー講習をスタッフに受講させます。公園・緑地という公共の場において、「思いやりと感謝の気持ちで等しく利用者に接する」というスタッフの基本的な心構えを学び、想定される様々な状況への対応について習得し、平等利用の確保を図ります。

また、特定の個人・団体に対する不当な利用拒否・利用制限などの差別的取扱いや、逆に便宜を図る等の特別扱いや優遇など、対応に注意を要する具体的事例をミーティング等において全スタッフで学び、レベルアップに努めます。

#### ■ 違法・不正行為の防止

日常の管理において、犬のノーリード、落書き、放火、器物の損壊、植物の盗掘、ゴルフ、花火や火気の使用、危険なスケートボード走行、無許可の占用使用など、公園・緑地における様々な違法・不正行為や不審行為に対して、それぞれの予防対策を検討して実施します。

上記のような行為が発生した場合は、迅速に状況を把握した上で、指導、通報・報告、事態の打開・原状復旧等の対応を適切に行い、必要な再発防止策を講じます。

#### ■ マニュアルの作成・共有

公園・施設、特に有料施設の利用にあたっては、取扱マニュアルを作成し、全スタッフに周知徹底します。

## その他の具体的取組

利用者が可能な限り同じサービスを受けられるように、公園管理の質を一定水準に保つとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点も意識して業務に取り組みます。

### ① 配慮が求められる方々に対する利用環境の整備

- a 管理事務所に配備している車いすは、貸し出し時に不具合のないよう、適切な点検整備に努め、気軽にご利用いただけるようにします。また、貸出情報を公式ホームページや園内掲示でお知らせします。
- b 海外からの利用者の利便に配慮して、外国語の園内サインの充実に努めます。また、多言語版の公園リーフレットを提供します。
- c 会話によるコミュニケーションが困難な状況に備えて、筆談、コミュニケーションボード等による利用案内に努めます。
- d 園内の案内表示等は、誰にでも分かりやすいピクトグラムや、配色を含めたユニバーサルデザインの導入、バリアフリー情報を含むマップの提供などにより、誰もが利用しやすい公園環境の創出・維持に努めます。
- e アンケート収集では幅広い年齢層を対象に、子どもの意見も積極的にくみ上げ、公園利用に反映させます。
- f スタッフのネームプレートはひらがなで大きく表記し、小さな子どもでも名前が確認できるようにします。

### ② 利用環境の継続的改善と適切な情報提供

- a 園路の不陸や段差などは、日常の巡回点検によりいち早く把握し、迅速に復旧・改善を行い、公園利用の安全と平等な利用環境の確保に努めます。
- b 故障や修繕により施設等が利用できない場合は、復旧時期（時刻）や代替利用など必要な情報案内に努めます。
- c 公園利用届等の情報に基づいて管理作業のスケジュールを調整するとともに、利用者が過度に集中しないよう、利用日時の調整を図ります。
- d 公式ホームページを活用し、公園利用の基本情報のほか、四季折々の景観や樹木・草花の情報、園内で実施するイベント・プログラムの情報など、利用者のニーズに的確にこたえる情報をわかりやすく提供します。
- e インターネットを利用されない方に不公平感が生じないよう、マスコミやフリーペーパー等への情報提供、園内掲示など、複数の手段による情報提供に努めます。

### ③ イベントや自主事業等における平等利用の確保

- a 講習会等の参加受付において、定員を超えた場合には公正な抽選を実施します。また、先着順で受け付ける場合についても、事前に幅広く情報提供を行うなど、不公平感を与えないように対応します。
- b イベントなど、通常とは異なる公園利用の際には、一般の利用者に不都合や不利益が生じないように、事前にイベント内容を周知するとともに、当日の対応などを適切に実施します。

### ④ 有料施設の公平な利用者対応

- a 「札幌市公共施設予約情報システム」及び「有料運動施設の優先使用に係る取扱要領」に基づき、公平かつ円滑な利用者対応に努めます。
- b 利用時間の厳守（準備や片付け時間を含む）を利用者にお願いします。
- c 有料施設は適宜巡回、確認することで不正使用の排除に努めています。

### ⑤ 利用者の声の適切な反映やマナー啓発等の取組

- a 公園・施設の利用に関する苦情や改善等の要望を受けたときは、その内容を記録・整理し、利用環境の改善に役立てます。また、これら苦情や要望の申し立てによって差別や取扱いの差異が生じないように、適切な対応に努めます。
- b 誰もが気持ちよく公園・施設を利用できるよう、利用者のマナー向上に取り組みます。

### (3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方等

エネルギーの管理・合理化、温室効果ガス発生の管理・抑制、環境配慮に向けた取組についての基本的な考え方と、これまでの取組実績や具体的なノウハウなどアピールしたい内容等を記入してください。

## (3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方等

人類の活動が原因となり進行している地球温暖化は、一朝一夕には解決できない大きな問題ですが、地球上のすべての人、とりわけ大きな影響を及ぼしてきた先進国の人々は、温暖化がもたらす様々な影響について意識し、その防止に向けて一人ひとりができることに取り組む責務があります。

札幌市では平成20年に「環境首都・札幌」宣言を世界に向けて発信し、平成30年には「第2次札幌市環境基本計画」を策定し、2050年に向けた札幌市の環境の将来像として、『次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な都市「環境首都・SAPP\_RO」』を掲げています。

また、令和2年2月には、「ゼロカーボン都市」達成に向けた宣言、令和3年3月には、「札幌市気候変動対策行動計画」を策定するとともに、「札幌市気候非常事態宣言」を発し、持続可能な脱炭素社会の構築に向け、気候変動対策への取組強化を呼びかけています。

今後は生物多様性の保全や、資源・エネルギーの有効活用などの要素に加え、市民の意識や取組をより一層高め、市民協働による「持続可能なまちづくり」を推進することが特に求められています。

緑化協会では、平成17年度に環境マネジメントシステム（以下、「EMS」と略します。）を構築して運用を開始し、平成18年3月にISO14001の認証を取得しました。

そして、平成25年5月には北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）の認証（ステップ1）を取得し、ISO14001から切り替えて、自主性・効率性を重視した環境活動の取組を継続しています。

緑化協会は、市民の財産である公園の管理において、市民の「環境に対する厳しい目」にこたえていくとともに、公園利用を通じて、市民に環境について考え、学び、行動する機会を提供する必要があると考えます。

当公園・緑地の管理運営においても、緑化協会が運用するEMSに基づいて、環境への配慮に積極的に取り組みます。



### (3) - 1 取組についての基本的な考え方

当公園・緑地及び周辺地域は緑豊かな環境を有することから、これら環境の保全と環境意識の啓発は公園管理において重要であり、当公園・緑地は、市民にとってかけがいのない特徴のある緑空間であることから、この良好な環境の保全と市民利用の両立を図れるよう、しっかりした環境配慮の意識を持って管理を行っていきます。

緑化協会では、環境に配慮した公園管理の実施にあたって、次ページに示す「公益財団法人札幌市公園緑化協会環境方針」をその基本的な考えとします。

## 公益財団法人札幌市公園緑化協会 環境方針

### 基本理念

「緑」に象徴される植物は、長い年月をかけて大気に酸素を供給するとともに食物連鎖の基盤として、多様な生命の営みを支えてきました。私たちが生活を営む人間社会も、この「緑」を抜きには成り立ちません。

人間社会は、特に 20 世紀後半以降の科学技術の急速な進歩によって、非常に便利で豊かになりました。しかし、人口の増加や経済活動の拡大などによって、化石燃料などの地球資源は急速に消費され、その過程で発生する二酸化炭素や各種の有害な廃棄物などが増加しました。その結果、地球温暖化、大気汚染、海洋汚染、生物種の減少・絶滅など、地球規模の環境破壊が急激な速度で進行しています。

私たちは、現在の豊かな生活を無条件には享受できない状況に置かれています。私たち人間が生きて生活する地球の環境を守り、次の世代に引き継ぐ責務を負っていることを一人ひとりが自覚して行動する必要があります。

【公益財団法人札幌市公園緑化協会】は、公園緑地の良好な管理運営と都市緑化の普及啓発を図ることによって、市民に快適な生活環境を提供するための事業を推進します。同時に、私たちは市民とともに、「緑」の創出・保全を図ることで地球環境の改善に最大限努力します。

この取組みを適切に維持するために、当協会では環境マネジメントシステムを構築し、運用します。

### 基本方針

「緑」を通じた快適な生活環境づくりと地球環境の保全に寄与するため、次の方針に基づき、日々の事業活動に取り組みます。

#### 1 環境経営の推進

地球環境への影響低減・環境保全への取組みが、当協会の事業目的の達成にも資することを目指した「環境経営」を推進するため、環境マネジメントシステムを活用します。

#### 2 環境パフォーマンスの継続的改善

環境目的・目標を定め、その達成に向けて努力するとともに、定期的な検証と見直しを行うことにより、環境パフォーマンスを向上させるための継続的な改善を図ります。

#### 3 環境意識の啓発

当協会の事業活動に関わる人々のほか、広く市民に対して地球環境の大切さを啓発し、環境保全に対する意識の向上、社会的合意形成の強化に貢献します。

#### 4 環境の維持・改善

日常の事業活動においては特に、省資源・省エネルギー、廃棄物の削減及びリサイクルの推進等により、環境負荷の低減と生物多様性の保全に努めます。

#### 5 環境に関する危機管理の徹底

突発的な事故や自然災害によって生じるおそれのある環境への悪影響について、予防措置を講じるとともに、被害を最小限に留めるための取組みに努め、環境汚染に対する危機管理を徹底します。

#### 6 法律等の順守

地球環境保全に誠実に取り組む前提として、環境関連の法律・条例等を順守し、また当協会が同意する外部との環境に関わる取決め等についても、これを守ります。

この環境方針は、職員をはじめ当協会の事業活動に関わる全ての人に周知徹底するとともに、外部に公表します。

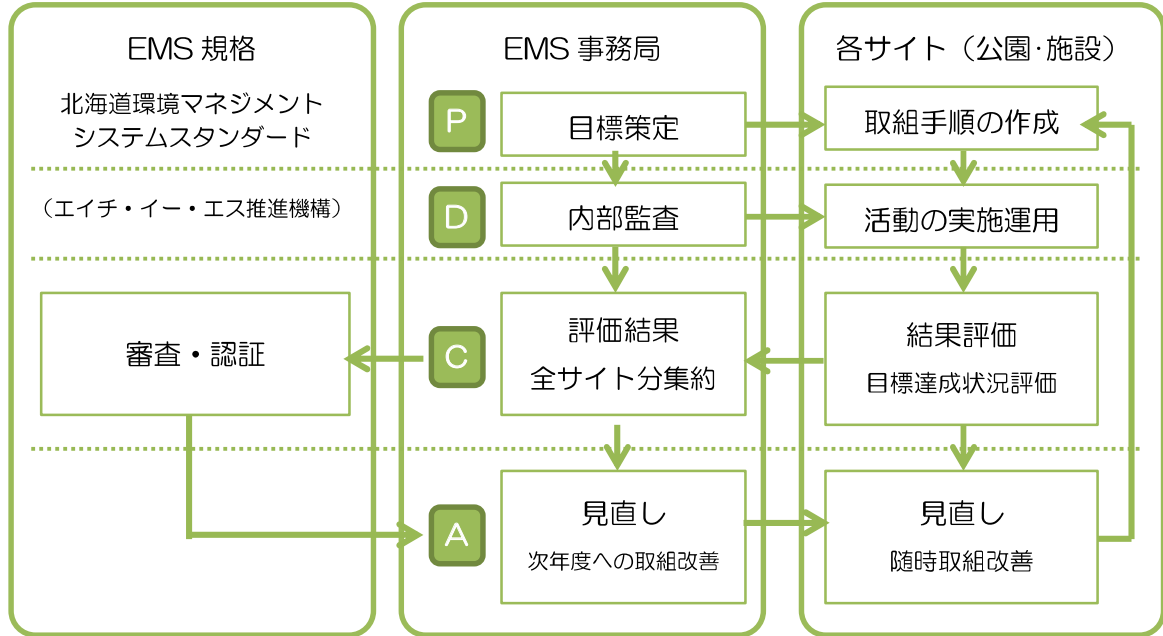
2022 年 4 月 1 日

公益財団法人札幌市公園緑化協会  
理事長 近藤 哲也

### (3) - 2 緑化協会におけるこれまでの取組・成果

緑化協会は、EMS において毎年環境目標を設定し、全スタッフの教育・訓練を実施して環境活動に取り組んでいます。

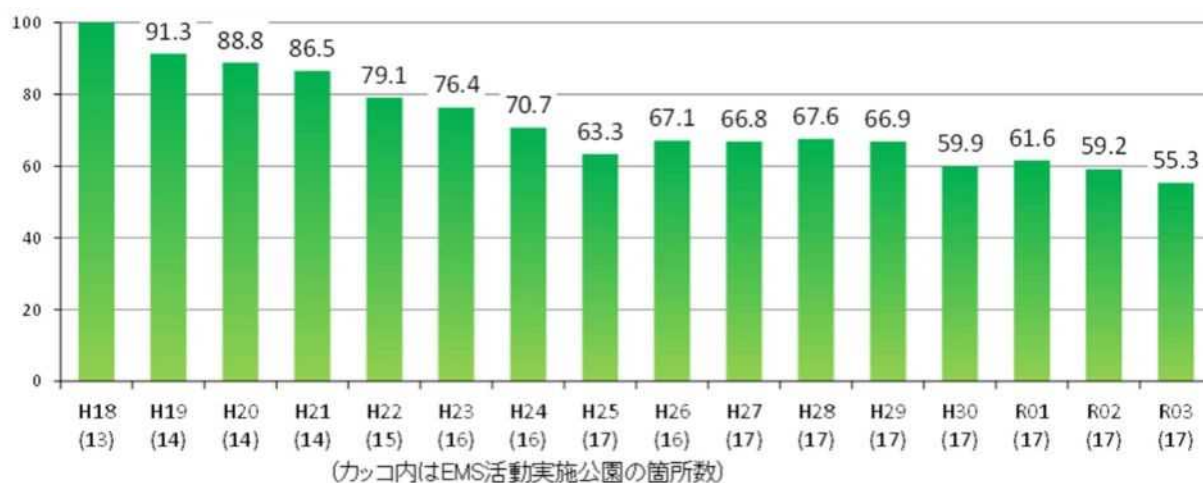
緑化協会EMSにおける環境目標達成に向けた活動の流れ



これまで様々な目標を設定して活動してきましたが、近年は、公園・施設の管理運営における市民協働の推進や、生物多様性保全等の事業内容に即した視点で独自の目標を設定し、効果的な環境活動を目指しています。緑化協会のEMSにおける平成18年度から現在までの目標は次のとおりです。

実施年度	緑化協会EMSの目標
平成18-19	電気使用量削減、事務用品グリーン購入率向上、植物系廃棄物の再資源化 民有地緑化普及事業の利用増、一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増
平成20	電気使用量削減、事務用品グリーン購入率向上 民有地緑化普及事業の利用増、一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増
平成21-23	一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増、業務改善・新規事業等の提案 時間外勤務時間削減、食用廃油回収量増
平成24	OA用紙使用量削減、ボランティア活動延べ時間増加、特定外来生物の侵入軽減 食用廃油回収量増
平成25-27	電気使用量削減、ボランティア活動延べ時間増加、特定外来生物の侵入軽減 食用廃油回収量増
平成28-現在	電気使用量削減、残業時間削減（電気使用量削減、ワーク・ライフ・バランス推進） 特定外来生物の侵入軽減、食用廃油回収量増

EMS による環境活動の中でも、特にエネルギー使用量の削減は、温室効果ガスを抑制し、経費節減にも直結することから、最優先の課題として取り組んできました。これまで、電気・燃料等の項目別に、各公園で個別に効果的な手順を策定して取り組み、測定結果に基づき常に改善を進めてきた結果、主要公園で指定管理者制度が始まった平成18年度との比較で、令和3年度には以下のとおり44.7%の削減を達成しています。

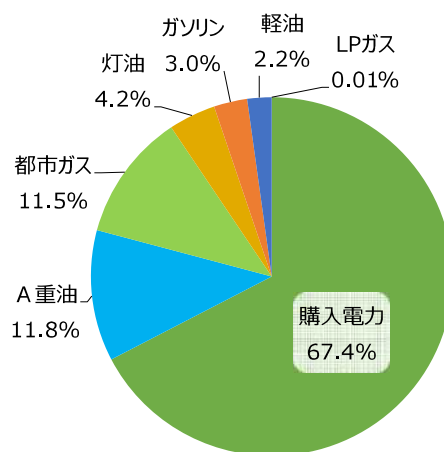


緑化協会の管理公園・施設におけるエネルギー使用量の推移（平成18年度を100としたEMS活動実施公園・施設の平均値）

エネルギー使用量のうち、最も比率の高い電気使用量については、その抑制を継続してEMSの目標に設定しており、細かな節電の積み重ねやLED照明への転換の推進、公園・施設利用に支障とならない範囲での照明・機器類の運用の見直しなど、細かな節電の積み重ねにより削減に努めています。

化石燃料については、基本的な節約の取組以外にも、環境への負荷が少ないBDF（バイオ・ディーゼル・フューエル）混合燃料を使用しており、百合が原公園緑のセンター、川下公園リラククスプラザのボイラー燃料にはB10重油（BDF10%混用A重油）を、百合が原公園リゾートレインや一部公園の業務車両の燃料にはB5軽油（BDF5%混用軽油）を導入しています。

また、緑化協会が管理する主要公園・施設に使用済み食用油の回収ボックスを設置して、公園で使用している低環境負荷燃料の原料とすることで、市民がリサイクルの成果を実感し、環境保全意識を高めることにつなげています。



緑化協会のエネルギー使用量の項目別比率（令和3年度）



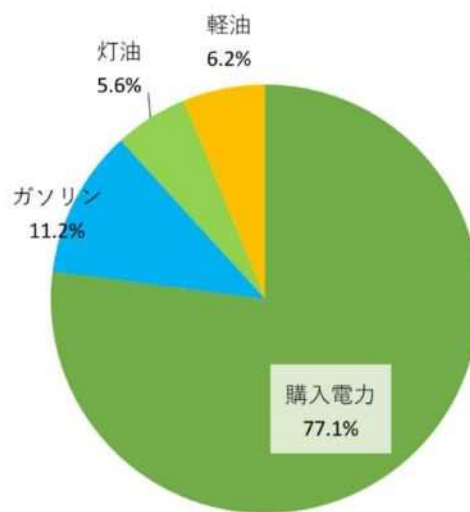
緑化協会は、EMS の認証を取得して環境に配慮した取組を自主的に行っている事業所として、平成 20 年 8 月に「さっぽろエコメンバー」レベル 3 に登録し 3 年毎の更新を続け、現在に至っています。また、平成 21 年 4 月からさっぽろエコメンバー登録事業所は、同時に、北海道が実施する北海道グリーン・ Biz 認定制度「優良な取組」部門の登録事業所になることから、平成 23 年 8 月の更新時には北海道グリーン・ Biz 認定制度において「優良な取組」部門ランク 3 に登録し、同様に更新を続けています。



### (3) - 3 当公園・緑地におけるこれまでの取組

当コンソーシアムでは、これまでの中島公園・豊平川緑地（上流地区）の管理においても、緑化協会の EMS に基づき、積極的に環境活動に取り組んできました。

当公園・緑地のエネルギー使用量の内訳については、電気が約 77% を占めることから、特に電気使用量の節減に力を入れて取り組んでいます。



当公園におけるエネルギー使用量の項目別比率（R3）



### (3) - 4 当公園・緑地における今後の取組

令和4年度、緑化協会がEMSで取り組む目標は、次のとおりです。

緑化協会 EMS の環境目標 (R4)
・電気使用量の削減
・ノー残業デーの超過勤務時間の削減
・特定外来生物の侵入軽減
・食用廃油の回収量増加 (当公園・緑地のほか一部公園)

今後も、緑化協会のEMSに基づく取組を継続するほか、生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワークへの加入を継続し、植物残渣のリサイクル、講習会などを通じての環境教育に取り組めます。その他、環境配慮に関連する具体的な取組として、当公園・緑地では次に示した項目について、スタッフ全員で取り組めます。また、スタッフから環境配慮のアイデア、工夫等の提案を募り、積極的に取り入れて改善に努めます。

#### ① 物品やサービスの購入時の取組

項目	具体的取組
グリーン購入	事務用品はグリーン購入法適合品を選択
長寿命の見込める商品の選択	長期的視点での機種選択 (耐久性、メンテナンスや部品交換の容易さ)
地域の産品や企業の積極的選択	地域振興への貢献及びマイレージ (輸送に係る環境コスト) を小さくする考え方での選択

#### ② 物品やサービスの使用時の取組

項目	具体的取組
電力使用量の削減	エコスタイル (服装と温度設定) の実施 屋内照明の積極的な消灯 (不要箇所、外光利用) 就業時刻前、昼休みの消灯 (管理スペース) OA 機器類の適切な節電設定 週1日ノー残業デーを設ける 照明器具の定期的清掃 省エネ型自販機の選択導入 積雪期等の不要な園路灯の消灯
水の使用量の削減	手洗い蛇口、トイレ等の吐出量の調整
OA 用紙使用量の削減	両面コピーの徹底、裏面利用 (メモ用紙等) 電子データ化・電子決裁の推進 勤怠管理システムの導入
化石燃料使用量の削減 (暖房、作業機械)	エコスタイルの実施 (ウォームピズ) BDF 配合燃料の使用 (リリートレイン、作業機械の一部) 暖房器具の適正な運転、点検整備 作業機械の定期点検整備、作業時の出力調整

自動車燃料使用量の削減	環境性能に優れた車種の導入（エコドライブ表示付き車種の一部導入） アイドリングストップの励行 急発進、急加速、空ふかしをしない タイヤ空気圧の点検・調整 経済速度の遵守 不要な荷物を積載したままにしない
-------------	--

### ③ 廃棄物に関する取組

項目	具体的取組
ごみ排出量の削減	自販機業者によるビン・缶・ペットボトル回収 利用者へのごみ持ち帰り協力の周知 ごみ発生量の少ない商品の選択 （簡易包装、繰り返し使用、詰替え等）
植物系廃棄物の再資源化、有効活用	管理等で発生した植物系廃棄物（剪定枝、間伐材）のリサイクル使用 剪定枝、つる、木の実等を工作等の素材に利用

### ④ 生物多様性保全に関わる取組

項目	具体的取組
在来種の保全	在来種の生息・分布状況調査 外来種の調査・駆除
生物多様性保全に関する教育普及	地域の自然、植生、生物等についての教育普及 外来種等の問題に対する普及啓発
減農薬管理	ナットウ菌、キチンキトサンなどを活用した植物の病虫害対策
生物多様性に関わる連携	生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワークに参加し活動拠点施設として登録

## (3) -5 当公園・緑地における電力の調達を予定している小売電気事業者

当公園・緑地における電力を調達している小売電気事業者2社は令和5年度の「環境配慮評価基準」を満たすことが見込まれることから契約を継続し、当該の小売電気事業者2社から電力を調達します。

なお、契約している小売電気事業者が令和5年度の「環境配慮評価基準」を満たさなかった場合は緑化協会の規定に則し入札等を行い、環境配慮評価基準を満たす小売電気事業者から電力を調達します。